

上田市地域防災計画 火山災害対策編

主な修正点に係る修正（案） 新旧対照表

平成27年3月19日

上田市防災会議

頁	修正案	現行
P 6 9	<p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害予防計画 (商工観光部、関係機関)</p> <p>第1 基本方針 観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。 <u>また、登山者等の安全確保対策を推進するとともに、安全確保対策の推進にあたっては、各火山防災協議会での検討結果を踏まえたものとする。</u> <u>さらに、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。</u></p> <p>第2 主な取組み 1 市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。 <u>3 火山噴火時の登山者等の安全の確保を推進する。</u></p> <p>第3 計画の内容 1 観光地での観光客の安全確保 (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。 (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。 2 外国人旅行者の安全確保策 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備するものとする。 <u>3 登山者等の安全確保</u> <u>(1) 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努めるものとする。</u> <u>(2) 火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕その他指定緊急避難場所となる退避施設の整備するものとする。</u> <u>(3) 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品(ヘルメット、マスク等)の配備に努めるものとする。</u> <u>(4) 火山における救助活動に必要な火山ガス探知器の配備に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害予防計画 (商工観光部、関係機関)</p> <p>第1 基本方針 観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。 また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>第2 主な取組み 1 市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。</p> <p>第3 計画の内容 1 観光地での観光客の安全確保 (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。 (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。 2 外国人旅行者の安全確保策 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備するものとする。</p>

P 6 9	<p><u>(5) 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達できる体制の構築に努めるものとする。</u></p>	
-------	--	--

頁	修正案	現行
P111	<p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害応急対策 (観光班、関係機関)</p> <p>第1 基本方針 <u>災害発生時に火山への登山者が被災した場合、また、観光地へ通ずる道路が寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、県、国、関係機関が連携し、対応していく。</u></p> <p>第2 主な取組み 1 観光地で災害が発生した際には市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。 <u>3 火山噴火時の登山者等の安全確保に努める。</u></p> <p>第3 活動の内容 1 観光地での観光客の安全確保 (1) 観光地での火山災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。 (2) 火山災害発生時には、本計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。 (3) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保 (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難場所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。 (2) 災害時において観光案内所で外国人旅行者の避難誘導を行うものとする。</p> <p><u>3 登山者等の安全確保</u> <u>火山災害の発生時に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずるとともに、速やかな避難及び下山を支援するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害応急対策 (観光班、関係機関)</p> <p>第1 基本方針 観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、県、国、関係機関が連携し、対応していく。</p> <p>第2 主な取組み 1 観光地で災害が発生した際には市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。</p> <p>第3 活動の内容 1 観光地での観光客の安全確保 (1) 観光地での災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。 (2) <u>観光地での</u>災害発生時には、本計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。 (3) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保 (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難場所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。 (2) 災害時において観光案内所で外国人旅行者の避難誘導を行うものとする。</p>